

太陽 ASG

エグゼクティブ・ニュース

テーマ：アベノミクス第三の矢—成長戦略の柱、国家戦略特区について

執筆者：（株）三井物産戦略研究所 国際情報部 特別研究フェロー 宗永健作氏

要 旨 （以下の要旨は 1 分 30 秒でお読みいただけます。）

今年（2014 年）4 月の消費税増税（5%→8%）による景気へのマイナス効果が懸念されており、アベノミクスの成否は第三の矢である「成長戦略」にかかっているとも言えそうです。成長戦略の中の目玉の一つが「国家戦略特区」です。これは規制緩和を特別の地域内で先行実施し、それを糸口にして全国ベースでの規制緩和を進めようとするものです。

今回は財務省 OB で、内閣府の構造改革特区室長を務められるなど、特区構想に精通された三井物産戦略研究所の宗永健作・特別研究フェローに、この構想の概略と問題点を解説して頂きます。

まず、特区構想は、国の種々の規制が成長を阻害しているとして「規制緩和」を本質とするものであり、それは小泉時代の「構造改革特区」でもアベノミクスの「国家戦略特区」でも変わりません。しかし、「国家戦略特区」は、①規制緩和措置と実施地区を国が選ぶ（「上から下へ」）こと、②あくまでも総理が主導すること、③地域振興よりマクロ経済や国際情勢へと着眼点がシフトしていること、が特徴です。

この特区で実際に何をするかについては、労働時間規制の見直しなどの労働分野のほか 4 つの分野に亘り、これまで手が付けられなかった「岩盤規制」を解消しようとしています。こうした観点に立ち、政府は今年 3 月に特区の第 1 弾として、国際ビジネスやイノベーションの拠点となる「東京圏」を始めとして、「関西圏」「沖縄県」「新潟市」「兵庫県養父（やぶ）市」「福岡市」の 6 地域を指定しました。ただ、東京圏と養父市のように規模の格差が大きい地区が混在していること、東京都等には自主的な立場からの規制改革の一層の充実が求められるなど、やや収まりの悪いものになっています。

これら「国家戦略特区」の構想は壮大ながら、実際には、規制緩和のための地域限定の“突破口”としての特区というより、大都市圏強化のための特措法となっているのではないかと筆者は主張されます。また、総理主導を強調するあまり会議に規制担当大臣を加えないことや、重層的で重い意思決定の仕組み等から、事務処理の面からこの特区がそもそもうまく回るのか、に最大の問題があるとも主張されます。

アベノミクス三本の矢で、金融政策はマネタリスト、財政政策はケインジアン、成長戦略は構造改革（規制緩和）と、やや変わったポリシーミックスながらデフレ脱却の決意は示すことは出来たものの、「国家戦略特区」等の成長戦略の行き着く先は明確ではなく、官民上げての努力によりわが国の成長が実現されるよう望みたい、と結ばれています。

「太陽 ASG エグゼクティブ・ニュース」バックナンバーはこちらから⇒<http://www.gtjapan.com/library/newsletter/>
本ニュースレターに関するご意見・ご要望をお待ちしております。Tel: 03-5770-8916 e-mail: t-asgMC@gtjapan.com
太陽 ASG グループ マーケティングコミュニケーションズ 担当 藤澤清江

テーマ：ーアベノミクス第三の矢ー 成長戦略の柱、国家戦略特区について

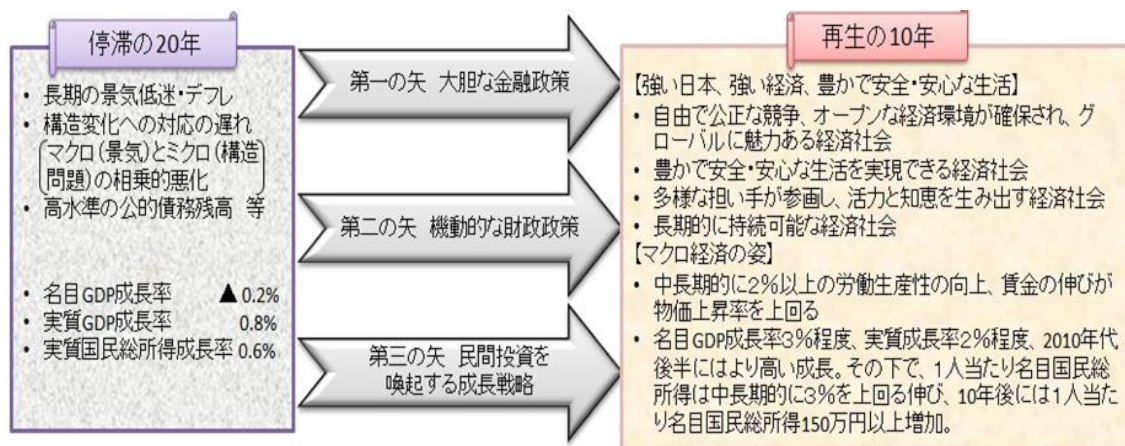
株式会社三井物産戦略研究所 国際情報部 特別研究フェロー 宗永健作

「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」をそれぞれ第一、第二の矢とするアベノミクスの三番目の矢が成長戦略である。当初は単に「成長戦略」と呼ばれていたが、今は先行した二本の矢とのバランスもあってか「民間投資を喚起する成長戦略」とキャッチコピーが付けられている。日銀の黒田新総裁の下で華々しいスタートダッシュを実現した第一の矢の金融政策も、ここへきて追加緩和が議論されるなどやや息切れ気味であり、また二本目の財政政策では、補正予算で緩和しているとはいえ今年（2014 年）4 月の消費税増税のネガティブインパクトへの対処が先という状況下では、今後のアベノミクスの帰趨は成長戦略にかかっていると言ってもよいかもしれない。

その成長戦略の一つの目玉とされるのが「国家戦略特区」である。

以下では現在明らかになっている国家戦略特区の概要とともに、その問題点、持たれる懸念について簡単に論じてみたい。

【アベノミクス三本の矢】



(内閣府 HP より引用)

1. 国家戦略特区の概要

(1) 基本コンセプトは、表面上は構造改革特区とほぼ同じ（別添図参照）

特区という用語は多義的ながら、国家戦略特区は 2003 年から小泉政権で実施された「構造改革特区」の系列に属するもので、その本質は「規制緩和」である。即ち、難しい規制緩和を特別の区域内のみでまずは試行的に先行実施し、それを突破口として全国ベースでの規制緩和を実現しようというものである。

それが何故成長戦略の柱になるかという、国の種々の規制がわが国経済の（潜在）成長力の実現を阻害しているという前提があるからで、更にその根底には新自由主義的な、「公的規制・公的関与は少なければ少ないほどよい」という思想が流れている。国家戦略特区の詳しい説明は 2 月 25 日に閣議決定された「国家戦略特別区域基本方針」

(注)を参照されたいが、規制緩和（＝構造改革）を特区内で実現し、その成果を全国に波及させるという基本思想は従来のものと変わりはない。

(注) 国家戦略特別区域基本方針：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/pdf/kihonhoushin.pdf>

(2) これまでの特区との差別化 ― 意思決定の仕組み・着眼

小泉政権の「構造改革特区」から安倍政権の「国家戦略特区」に至る流れの中では、この二つの間に民主党政権で創設された「総合特区」というものがある。実はこの「総合特区」の中に「国際戦略総合特区」という制度があり、ネーミングからも分かるように今度の「国家戦略特区」と極めて似ているのであるが、「総合特区」についてまで触れると論点が錯綜するのでここでは割愛したい。「構造改革特区」と「国家戦略特区」の違いの第一は、意思決定の仕組みにある。規模や着眼点も違うが、最も本質的な違いはトップダウン型の意思決定にある。

① 下から上へ、ではなく、上から下へ

これまでの特区は国民や地方からの提案を国が受け、国としてそれを認めるか認めないかという仕組みであった。区域限定の政策を正当化するためこれまでは規制緩和とは別に“地域振興”という政策目的もあり、また事業は地方主体で行われるものであることから、地方の自主性、主体性が強調されていた。

これに対し「国家戦略特区」は、国家的観点から必要な規制緩和措置とそれを実施すべき地域を“国が選ぶ”という仕組みである。一般から提案は受けるが、そうした提案を踏まえて何をどこでやるかは国が決めるということである。



② 総理主導の強調とそのための体制

総理主導の強調は小泉政権時と同様である。小泉政権での「構造改革特区」も同様の方針の下でそれまで実現できなかった多くの規制緩和を実現（例：群馬県太田市の小学校から高校まで全ての授業を英語で行う外国語教育特区など）したが、「国家戦略特区」はそれでもなお緩和できなかった「岩盤規制」とも言うべきものをやりたいというのが、違いと言え言える。ただそうした意気込み次元とは別に、これまでと違う体制をみつらえているところが実質的相違点である。

即ち、総理を長とし関係大臣、民間有識者からなる「国家戦略特区諮問会議」と、特区ごとに特区担当大臣、地方公共団体の長、民間事業者の代表者からなる「国家戦略特別区域会議（区域会議）」を作ることとしている。「構造改革特区」も、総理を長とし全閣僚をメンバーとする「構造改革特別区域推進本部」が法定されていたが、これは全閣僚参加型の、やや形式的なお墨付き授与機関であった。「国家戦略特区」の場合は経済財政諮問会議と同様の、民間を加えたメンバー限定の「諮問会議」とした上に、更に特区ごとに関係閣僚をメンバーとする本部（「区域会議」）を作るという点で、体制がかなりレベルアップしている。

なお「諮問会議」や「区域会議」には「規制担当大臣を正式メンバーとして入れない」ことになっている。必要に応じ参加させて意見は聞くが「意思決定」には担当大臣を加えない方向とのことだが、本当ならこれまでとは本質的に異なる枠組みであると同時に、かなり懸念も持たれる。この点については後述したい。

③ マクロ経済、国際情勢への着眼

①の「下から上へ、でなく、上から下へ」でも述べたように、これまでの特区制度は、その地域限定性を正当化する意味もあって、地域振興策としての側面も重要な政策目標とされていた。「国家戦略特区」においても WG（ワーキング・グループ＜作業部会＞）のペーパーで「大都市のみならず、広く、地域の個性を活かした農業等に係る地域振興策などについても、着実に検討を進める」と述べられてはいる。

しかし、やはり「国家戦略特区」は、その名の通り国の視点からのトップダウンの戦略というべきもので、個別地域の振興よりマクロ経済ベースの着眼・経済効果が基本になった政策である。農業についても個別地域の振興では「国家戦略特区」の趣旨にそぐわないだろう。従って規模・スケールも大変大きい（はずである）。安倍総理の演説等を見ても「国家戦略特区」は、ロンドンやニューヨークに匹敵する「国際的なビジネス環境」を整えることを目的とする、まさに国家戦略的観点からのものと明確に述べられている。こうしたミクロからマクロへの基本的着眼のシフトも国家戦略特区の一つの特徴といえよう。

(3) では一体どういうことをやろうとしているのか（規制の特例措置）

意思決定の仕組みや規模・着眼など、多少のあつらえは違うものの、一応基本的枠組みは従来の特区と同じとして、では今回の国家戦略特区では具体的にどういった「岩盤規制」の緩和をやろうとしているのであろうか。対象とする分野とそこで採られた規制緩和措置として、諮問会議有識者議員が提出した資料にあるのは以下のようなものである。

- <医療・介護・保育等>病床規制の撤廃、混合診療、医学部の新設
- <労働>解雇ルール明確化、有期雇用規制の見直し
- <教育>公設民営学校の実現
- <農業>農業委員会、農業生産法人要件の見直し（役員要件）

やや専門的になって恐縮だが、小泉「構造改革特区」であろうと安倍「国家戦略特区」であろうと、これらの特区法案というものは、租税法に対する租税特別措置法の如く各分野における規制法（例えば都市計画法とか農地法等）に対する「規制特別措置法」のような位置づけの法律であり、元となる本法を区域限定等の一定の条件の下で変更するものである。従って、租税特別措置法がそうであるように、一旦特区法案という枠組みができれば、その中で随時規制を見直し、規制緩和が実現する都度、それが法律事項であれば特区法の改正によって追加修正していくこととなる。

だからまず重要なのは基本的枠組みと取組方針であり、実際の規制緩和は随時やっていくわけだが、そうは言っても特区法の枠組みはできたが初年度は枠だけで中身なしとはいかず、ましてやアベノミクスの柱ともなれば当初からスピード感を持って大胆な規制緩和を盛込む必要があるというものであろう。

しかしながら、実際にはこれまで手の付けられなかった「岩盤規制」が一夜にして突破できるものではない。上記の各分野における措置は、例えば労働分野におけるそれは今のところは法令事項ですらない。実際に「国家戦略特区法案」に規制の特例措置として掲げられたのは、岩盤規制どころか本来規制緩和かどうかとも疑わしいような国交省関連の手続き簡素化とか、既に「構造改革特区」等で実現している規制緩和の二番煎じのようなもので、改革論者のお眼鏡に合うものではないせいか、その多くは上記の諮問会議有識者資料には掲載すらされていない。ただ、あくまでもこれらは「初期メニュー」

であり、更なる掘り下げが「諮問会議」で検討されている。今後検討される予定の岩盤規制緩和のメニューは以下のようなものとなっている。

- ＜医療・介護・保育等＞株式会社の参入とイコールフットイング（医療機関経営、特別養護老人ホームの経営、保育事業）、理事長資格要件（医師・歯科医師）の見直し、遠隔診療の拡大
- ＜労働＞労働時間規制の見直し、有料職業紹介事業の見直し、外国人の活用
- ＜教育＞株式会社の学校経営への参入とイコールフットイング、教育バウチャー、教育委員会の必置規制の見直し
- ＜農業＞農業生産法人要件の見直し（企業の農地所有）、農業協同組合の在り方の見直し



(4) 国家戦略特区の指定

去る 3 月 28 日、政府は特区の第 1 弾として「東京圏」「関西圏」、「沖縄県」、「新潟市」、「兵庫県養父（やぶ）市」、「福岡市」の 6 地域を指定した。「国家戦略特区法案」が成立したのは昨年（2013 年）の 12 月 7 日であり、特区指定が年度末（正式には政令指定が必要なため翌 2014 年度）となったのは、スピードを強調する割には多少遅かったと思われる。ボトムアップ型の「構造改革特区」（希望する自治体は要件にさえ合えばどこでも実施できる特区）との最大の違いが、国が地域とそこで行うことを決めてトップダウンで地域指定することにあるわけだから、国の指定がなされなければ何も始まらない。更に特区ごとに大臣、首長、事業者等をメンバーとする「区域会議」に於いて実際の計画等が具体化されるのであるから、まずは地域が定まらないことにはどうにもならない。

この特区が成長戦略の柱とされ規制緩和以外に多くの国の支援が期待されることから、地域指定を巡って要請、陳情が繰り返され、また政府側の事情、思惑もあって遅れたのであろう。また、当初は 3～5 ヶ所に厳選するとされていたところ、蓋をあけてみると 6 ヶ所となったのも政治的事情ゆえかと推測される。それぞれの特区の具体的計画はこれから詰められるわけだが、国の指定に際してのテーマ、事業の振り分けは以下のようなものとなっている。

- I. 東京圏 【国際ビジネス、イノベーションの拠点】東京都・神奈川県の一部又は一部、千葉県成田市 * 東京都に対し、規制改革事項等の内容の一層の充実を求めることとする。
- II. 関西圏 【医療等イノベーション拠点、チャレンジ人材支援】大阪府・兵庫県・京都府の一部又は一部
- III. 新潟県新潟市 【大規模農業の改革拠点】
- IV. 兵庫県養父市 【中山間地農業の改革拠点】
- V. 福岡県福岡市 【創業のための雇用改革拠点】
- VI. 沖縄県 【国際観光拠点】* 規制改革事項等の内容の一層の充実を求めることとする。

（注） 4 月 25 日に指定政令閣議決定、東京都のみ千代田区等 9 区の一部指定、他は全部指定。

指定の遅さのみならず、数の多さ、規模の余りの格差（東京圏、関西圏と養父市）、トップダウンで決めながら東京や沖縄には規制改革の一層充実を求めるなど変な収まりになっていることなど、相当の背景が推測されるところであるが、ここでは踏み込まない。以下、問題点の指摘をもってまとめとしたい。

2. 国家戦略特区の問題点

①ハイレベルな国家戦略を、特区としてしまうことの矛盾

わが国の特区制度の本質が規制緩和であり、規制緩和を通じての成長促進という点が成長戦略における特区の意義であるとすれば、特区は一種の迂回作戦である。即ち、地域を限るのは、いきなり全国ベースでやって思わぬ弊害がでると困るので、試行的にやるという考え方である。

従って「国家戦略特区」に内在する根源的問題は、国主導で国家戦略的観点から成長のために必要な規制緩和と認定しながらもなお、それを地域限定の“突破口”という位置づけで特区とする点にある。特区とはあくまでも正面切った規制緩和ができない場合の次善の策・苦肉の策であって、大がかりな舞台で総理・内閣の責任で断行するなら最初から全国ベースの規制緩和としてやるべきなのである。

「いやいや区域を限らないと大きな問題が生じた時困る」というくらいなら、国家戦略などと大きなことを言わぬ方がいい。大きな経済的成果を期待する政策であれば影響するところも大きい。事実、先（2 頁）に触れた「国家戦略特別区域基本方針」では特区を越えた全国的波及効果が指定基準の一つとされており、影響が区域内に限定されることを本質とする従来の特区制度の概念はこの点で既に破綻しているのである。即ち、この特区は区域を限っての試行的、突破口的な規制緩和というより、当該区域に対する特別措置（沖縄特措法的な地域特措法）と見るべきものであると考えられる。

②都市圏高度化のための特別措置法とならざるを得ない点

総理演説にあるようにロンドンやニューヨークに匹敵する「国際的なビジネス環境」を整えることを目的とするのなら、実施する地域は近くに大きな国際空港のある三大都市圏に自ずと限られる。それなら益々特区などと言わず、違った制度的・法的枠組み（地域特措法）の方が適当に思われるのだが、特区という言葉の語感の良さに頼ったということだろうか。

いずれにしても「国家戦略特区」の数は限られ、そこに限って医療、雇用、教育等の画期的規制緩和が可能となれば、その地域は良くて近隣窮乏化策ともなりかねない。特区とは特別扱いで一種の差別であるので、それを正当化する根拠とともに常に他地域、特に近隣地域への配慮が必要である。選定されるのがそうでなくても力のある都市圏であればなおさらだろう。結局、予想通り首都圏と関西圏は選ばれた。東海地方が選ばれなかったのは謎だが、もしかしたら誰も予想した大都市圏強化策という色合いを、新潟市、養父市等の地方を混ぜることと合わせて薄めるという狙いもあるのかもしれない。

特区と呼ぶのも、そうした大都市集中的施策のとげとげしさを特区という言葉で包むという深謀かもしれない。あるいは、成長エンジンとなる地域に政策資源を集中投下し、それに引っ張られる形で国の成長実現というのが実はこの政策の本質で、この手のトリックル・ダウン的アプローチ（富める者が富めば、貧しい者にも富が浸透する＜トリックル・ダウン＞との理論）の評判は昨今芳しくないのに、それを特区という言葉で包んでいるのかもしれない。

①「国家戦略を特区とする問題点」、②「地域特措法とならざるを得ない点」の指摘から見てくるように、「国家戦略特区」は、政策的位置付けにおいて上辺は特区制度の流れに乗りながら、その内実は従来の特区の思想とは大きく乖離している。この建前と本音のズレ、もっと別の政策体系の方がふさわしく思える点が、制度論、政策論としてまずは問題にされるべきところであろう。

③ 激しいレントシーキング（注）が生じる点

（注）レントシーキング：企業がレント（参入規制による独占利益等）を獲得・維持するためにするロビー活動等を指す。

特区指定が遅れた背景には、指定を巡っての各地域の陳情合戦があった。本来、規制緩和だけなら、それは無いよりあった方がいいとしてもそんなに競うようなことにはならない。こうしたレントシーキングの構図は、実は民主党政権下での総合特区の時から生じている。

「構造改革特区」では、国が行うのは規制の緩和だけでそれ以外のメリットはなかった。だからこそ、そこで生まれる事業は純粋に規制緩和の結果生まれた新たな活力となったのである。今回の「国家戦略特区」では、制度的にセットになってなくても成長戦略関連予算は別途手厚く手当されるであろうし、税制特別措置はセットとなる。そして何より、成長戦略の目玉として国がトップダウンで指定する以上、その地域は一種の特権的地位を付与されるに等しく、規制緩和以外のメリットが無いなどと思っている関係者はいない。だから激しい陳情がなされ政治的思惑も絡んで指定が遅れたのである。

元来、こうしたレントシーキングが生じる国の政策は新たな国の関与の創設である。もし「国家戦略特区」を大都市圏に政策資源を集中してトリックルダウンアプローチで国全体の成長を目指す政策と位置づければ、官から民への構造改革路線というより旧来型の開発計画路線に近い。東京圏、関西圏と福岡を指定し、これにもし東海（中京圏）を指定していれば、昭和 30 年代の太平洋ベルト構想であろう。ただ、政策的美学や整合性を別にすれば、旧来型の開発計画路線だからダメだということにはならない。長いデフレに苦しむ日本を成長させるためには、官から民への構造改革（＝規制緩和）よりも、より強い中央政府のコミットが必要ということであり、それを現代の風潮に適合させるための便法として「国家戦略特区」のような体裁を必要としたのだ、と見るべきなのかもしれない。

④ 最大の問題は果たしてうまく回るのかという点

以上のような政策的位置付けやその評価よりも、最も懸念されるのは、この制度が果たして適切に運用して行けるのかということである。

筆者は嘗て内閣府に於いて構造改革特区室長を務め、「構造改革特区」の運営及び民主党政権下での「総合特区」の創設に深く関与したものであるが、新聞報道や政府のウェブサイトに掲げられる情報を見るだけでも、「国家戦略特区」に関する余りに理念的・革新的運営方針に驚かされる。率直に言わせてもらえば、この制度を上手く回す自信はない。紙幅が尽きたので、その理由についてごく簡単に触れる。

i) 意思決定に規制担当大臣は加えない⇒しかし担当大臣の「同意」は必要

政務主導、官僚排除の流れは民主党政権で十分に経験したが、安倍政権ではその行き過ぎが是正されているところ、殊（こと）にこの国家戦略特区に限って言えば必ずしもそうではない。そうではないどころか、ここでは官僚排除に留まらず、一部の改革論者によって政務まで排除するかの如き動きが感じられる。

総理が閣議の主宰者にすぎない議院内閣制をとるわが国憲法の下で、あたかも総理が決めれば何でもできるかのようなことを言う総理主導論者が今も政権中枢にいるようである。だが、もし本当に規制緩和の決定から規制担当大臣を排除するというのであれば、それはわが国の統治の機構からすれば責任体制が組めない事態となるのであって、「国家戦略特区」は制度的に成り立たない。



だから規制担当大臣を特区関係の会議メンバーから排除したとしても、法令改正の段階で排除することはできない。従って揉めるようなら、必要に応じて会議で「意見を述べさせる」という制度としているのであるが、本来、担当大臣は諮問会議の意見を聞く方であって決定権は大臣にある。大臣が同意しなければ総理はその大臣を更迭するしかない。利害が錯綜し様々な議論がある規制緩和と事案ごとに、大臣の首のすげ替えが最後の担保となるような制度的詭えになってしまったのは、官僚を排除し民間の「有識者」に設計をゆだねた賜物といえるが、そもそも担当大臣という「政務」まで表の議論から排除してしまうというのは如何なものか。

特区制度運営の経験に鑑みれば、規制担当大臣、規制担当省庁を上手に抱き込まない限り事業は進展しないと思うのだが、ある報道にあったように「規制官庁が会議に参加すると議論がスムーズに進まない」というのが排除の理由であるのだろう。だが、排除してスムーズに進めてみても、それは単なる書生論で盛り上がっているだけで、肝心の現実との対決を回避しているに過ぎないのである。

ii) 気合だけは十分のヘビーで重層的会議

「構造改革特区」においては、殆どの交渉は特区担当大臣の下で事務局がこなした。案件によっては大臣、副大臣等に規制省庁との折衝をお願いすることもあるし、交渉結果は全て政務に上げて了承を取ることで役人が全て仕切っているということではなかったが、総理主宰の本部はほぼ事務局の案を了承するだけのお墨付き授与機関と言ってよかった。これが民主党「総合特区」の時に、それぞれの特区ごとに国地方の協議の場を設けることにし、そしてそれが上手く回らなかったようだ。

「国家戦略特区」は、先に述べたように総理主宰の諮問会議が極めて実質的な議論をし、基本的方針や具体的な指定、規制緩和等について相当踏み込んだ関与を行う。更にその下に、特区担当大臣、関係首長、事業者の 3 者からなる区域会議を設けて特区計画の策定からその PDCA (plan-do-check-act) まで行う。

「諮問会議」が総理の威を借りて担当大臣に同意を迫る問題は先に述べたが、その下の「区域会議」にしても、まず現在総務大臣との兼任となっている特区担当大臣が全ての会議で腕を振るうというのははっきり言って無理である。筆者が担当であった 2 年間で、特区担当大臣 6 人に仕えたが、うち 3 人は総務大臣兼任であった。総務大臣はもっとも忙しい閣僚の一人である。特区の案件で大臣の時間を取ることは殆どできず、筆者の時は専ら担当副大臣が頼りだった。

また、「区域会議」に於いても、規制担当省庁を同じ船に乗せて議論を進めなければ少なくとも規制緩和の部分に関しては何も進捗しない。総合特区ではその思想の下で運営したはずであるが、それが上手くいかなかったからといって、規制担当を外した議論は先に述べたように単なる身内での空騒ぎである。尤も、深読みすれば、「国家戦略特区」の場合、規制緩和は看板で実質は各省庁の各種支援措置を集中投下するための器で、それなら問題はないのかもしれない。また大臣が忙しければ代理で副大臣、政務官がこなすということなのだろう。

しかしそれでもなお、担当政務と関係首長、事業者が一同に会する場で実質的調整を行える部分は限られており、実際には事務方が調整に走ることになる。それが、全て東京で行えるとしても、東京圏、関西圏に至っては一体関係者がどれだけになるのか想像もつかず、ましてや地方に来いとなれば事務局体制をどれだけ増強すればいいか見当もつかない。そして、「区域会議」の上にうさ型の民間議員が手ぐすね引く「諮問会議」があり、その諮問会議に規制担当大臣は入っていないので、もし同意できないと揉めるなら話は「諮問会議」では終わらない。

他にも色々であろうが、以上のような想像をするだけで、担当者の苦労が大変憂慮されるところである。

3. 終わりに

政治に限らず、リーダーの勤めは、つき従ってくる者たちに見通しと希望（安心）を与えることである。

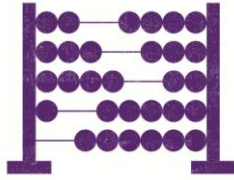
アベノミクスというのは、かなり単純なポリシーミックスにすぎないが、それが持て囃（はや）されるのはそこにリーダーの明確な意図・方針が見て取れるからだだろう。そもそもポリシーミックスという点では、アベノミクスの三本の矢は、金融政策はマネタリスト、財政政策はケインジアン、そして成長戦略は構造改革（官から民への規制緩和）というのだから、節操がないというか、いわば固いことは言わずに何でもありである。そしてそれゆえに、とにかく何でもやってデフレから脱却するのだという決意が強く実感されるという仕掛けであろう。明確で確固たる方針を示すという点では、アベノミクスは成功している。

成長戦略が従来の構造改革路線である以上、範とする小泉構造改革のやり方に引きずられるのは致し方ないが、小泉改革への反省も踏まえ、改革の行き着く先の姿をもっと明確に描く努力をするべきである。とにかく「緩和すれぱうまく行く」、「民に任せれば後は放っておけばいい」などとは、今の国民は思っていないだろう。小泉元総理が何の衒いも恥じらいもなく言うように、“あとは知恵のある人が考えてくれる”では、実は将来像については何も示していないのに等しく、国のリーダーとしては許されない姿勢である。

オリンピック招致も決まり、アベノミクスは経済以外のところでもかなり支えられている。最近の政府の文書に“東京オリンピックの開催も追い風に”という文言がやたらと目立つのは、確たるものが実際には無いので風頼みという舞台裏のお寒い事情を暗示しているようで心配ではあるが、7年先のことに多くを頼ることなく、官民の弛（たゆ）まぬ努力を通じてわが国の成長が実現されることを、心から祈念している。

以 上





執筆者紹介

宗永 健作(むねなが けんさく) 1957 年 広島県尾道市生まれ
株式会社三井物産戦略研究所 国際情報部 特別研究フェロー

<学歴・職歴>

1979 年 東京大学法学部卒業
1979 年 大蔵省入省
2000 年 主計局主計官
2003 年 大臣官房政策金融課長
2005 年 アジア開発銀行予算人事経営システム局長
2009 年 内閣官房内閣審議官
2011 年 横浜税関長
2012 年 三井物産戦略研究所 特別研究フェロー

国家戦略特別区域法の概要

経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域において、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定める。

内閣総理大臣

認定

内閣府に設置

国家戦略特別区域諮問会議

議長：内閣総理大臣
議員：内閣官房長官
国家戦略特区担当大臣
内閣総理大臣が指定する国務大臣
民間有識者

(必要に応じ参加)

関係大臣

同意

国家戦略特別区域
基本方針の策定(閣議決定)

国家戦略特区諮問会議の意見を聴いて、
国家戦略特区基本方針を策定。

国家戦略特別区域の指定(政令)
区域方針の決定(内閣総理大臣決定)

国家戦略特区諮問会議及び関係地方公
共団体の意見を聴いて、国家戦略特区を
指定するとともに、特区ごとの区域方針を
決定。

特区ごとに設置

国家戦略特別区域会議
(通称：国家戦略特区統合推進本部)

- ・国家戦略特区担当大臣
- ・関係地方公共団体の長
- ・内閣総理大臣が選定した民間事業者

(必要に応じ、関係行政機関の長や
区域計画等に関し密接な関係を有する者
を加えることができる。)

協力
合意

国家戦略特別区域計画の作成

規制の特例措置の適用

国家戦略特区計画の内閣総理大臣の認定により、規制の特例措置を適用。

金融支援

ベンチャー企業等の先駆的な事業に必要な
資金の貸付けに対し、利子補給金を支給。

税制による支援

設備投資減税、研究開発税制の特例、
固定資産税の特例等。

構造改革特区
との連携

- 国家戦略特区に関する提案のうち、構造改革の推進等に資すると認められるものは、構造改革特区の提案とみなして構造改革特区として支援。
- 構造改革特区の規制の特例措置について、国家戦略特区計画に記載し総理の認定を受けることで活用が可能。

施行期日

- 公布日(平成25年12月13日)から施行。
- ただし、次の規定は、公布日から4月を超えない範囲内において政令で定める日から施行。
 - 国家戦略特別区域計画の認定等に関する規定
 - 国家戦略特別区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等